

株式会社 A S J 定款

定 款

第1章 総 則

【商 号】

第 1 条 当会社は、株式会社 A S J と称し、英文では A S J I N C. と表示する。

【目 的】

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターのプログラムの開発、製作、販売ならびに輸出入
2. 電子機器の開発、製作、販売ならびに輸出入
3. 通信機器の開発、製作、販売ならびに輸出入
4. コンピューター周辺関連装置の開発、設計、製作、販売
5. コンピューター利用の訓練教育、講習会の実施及び教材の企画製作
6. インターネットのアクセスサービス業
7. 不動産の保有、賃貸、管理及び運用
8. インターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、設計、管理運営に関する業務
9. インターネットを利用した情報の収集、管理、処理、提供の各サービスならびにコンサルティングに関する業務
10. インターネットを利用した通信販売業務ならびに通信販売の仲介・情報提供業務
11. A I（人工知能）を利用したサービスの企画、開発、設計、管理運営ならびにコンサルティングに関する業務
12. A I（人工知能）に関する技術の研究、企画、開発、設計、管理運営ならびにコンサルティングに関する業務
13. サイバーセキュリティに関するサービスの企画、開発、設計、管理運営ならびにコンサルティングに関する業務
14. サイバーセキュリティに関する技術の研究、企画、開発、設計管理、運営ならびにコンサルティングに関する業務
15. 広告宣伝に関する業務、イベントの企画、実施
16. 情報通信、インターネット、A I（人工知能）及びサイバーセキュリティに関連する事業への投資ならびにこれら企業の合併、提携、営業権及び有価証券の譲渡に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する業務
17. 経営コンサルタント業務
18. 企業における従業員の人事・労務・福利厚生・教育研修業務に関するコンサルティング
19. 労働者派遣事業
20. 人材育成のための教育事業ならびにカウンセリング
21. 携帯情報端末向けソフトウェアの企画及び製作

- 22. 集金の代行業務
- 23. 貸金業
- 24. 前記各号に附帯する一切の業務

【本店の所在地】

第3条 当会社は、本店を埼玉県川口市に置く。

【公告方法】

第4条 当会社の公告は、電子公告とする。ただしやむを得ない事由により電子公告を行うことができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

【機関】

第5条 当会社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査等委員会
- ③ 会計監査人

第2章 株 式

【発行可能株式総数】

第6条 当会社の発行可能株式総数は、26,400,000株とする。

【単元株式数】

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

【単元未満株式についての権利】

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

【株主名簿管理人】

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

【株式取扱規程】

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予

約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程によるものとする。

【基準日】

- 第 1 1 条 当会社の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

【招集時期】

- 第 1 2 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

【招集地】

- 第 1 3 条 株主総会は、本店所在地又はこれに隣接する地のほか、東京都区内においてこれを招集する。

【招集権者及び議長】

- 第 1 4 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が議長となる。

【電子提供措置等】

- 第 1 5 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電気提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないことができる。

【決議の方法】

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

【議決権の代理行使】

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面又は電磁的記録を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

【議事録】

- 第18条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を、議事録に記載又は記録する。
2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その写しを5年間支店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

【取締役の員数】

- 第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、4名以内とする。

【取締役の選任方法】

- 第20条 取締役は、株主総会において選任する。
2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別しなければならない。
3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
4. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
5. 当会社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。

【取締役の解任】

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

【取締役の任期】

第22条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した、監査等委員の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

【取締役会の議長及び招集権者】

第23条 取締役会に議長職を置くものとし、議長は、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれにあたる。

2. 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、議長が招集する。

3. 議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

4. 前3項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

【取締役会の招集手続】

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

【代表取締役及び役付取締役】

第25条 代表取締役は、取締役会の決議によって、監査等委員以外の取締役から選定する。

2. 取締役会の決議によって、監査等委員以外の取締役から、取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

【取締役会の決議】

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

【取締役会の決議の省略】

第27条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

【取締役会の議事録】

第28条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

【重要な業務執行の決定の委任】

第29条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

【取締役会規程】

第30条 取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

【取締役の報酬等】

第31条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

【取締役の責任免除】

第32条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

【監査等委員会の組織】

- 第33条 監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。監査等委員の過半数は、社外取締役でなければならない。

【常勤監査等委員】

- 第34条 当会社は、常勤監査等委員を置くことができる。

【監査等委員会の招集通知】

- 第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を招集することができる。

【監査等委員会の決議方法】

- 第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

【監査等委員会規程】

- 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会によって定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

【会計監査人の選任】

- 第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

【会計監査人の任期】

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

【会計監査人の報酬等】

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

【会計監査人の責任免除】

第 41 条 当会社は会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 計 算

【事業年度】

第 42 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

【剰余金の配当等の決定機関】

第 43 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

【剰余金の配当の基準日】

第 44 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

【期末配当金等の除斥期間】

第 45 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

【監査役の責任免除に関する経過措置】

第 1 条 当会社は、第 3 2 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以上は、株式会社 A S J の定款の原本に相違ない。

令和 7 年 6 月 2 6 日

埼玉県川口市栄町 3 - 2 - 1 6

株 式 会 社 A S J

代表取締役社長 青木 邦哲